

# 桂坂さつき自治会会則

## 第1章 総 則

### 〔名称〕

第1条 本自治会の名称は、桂坂さつき自治会（以下「本会」という）と称する。

### 〔事務所の所在地〕

第2条 本会の事務所を京都市西京区大枝北沓掛町4丁目7番地の2「さつき会館」内に置く。

### 〔目的〕

第3条 本会は、会員の親睦と地域社会の発展並びに住民福祉の増進を図るとことを目的とする。

### 〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- (2) 会員の弔事に関すること
- (3) 保健衛生、防犯、防火防災、交通安全に関すること。
- (4) 青少年の育成及び体育、文化の振興に関すること。
- (5) さつき会館の管理運営に関すること。
- (6) 桂坂学区自治会連合会に加盟し、その運営に協力すること。
- (7) 市政及び社会福祉事業の協力に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会 員

### 〔会員の資格〕

第5条 会員の資格は、北沓掛町4丁目及び2丁目の一部の地域に入居したときに始まり、転居したときにはその資格を失う。

### 〔会員の権利と義務〕

第6条 会員は本会が主催するすべての催しに参加でき、かつ平等の取り扱いを受けることができる。

- 2 会員は本会に対し高い認識を持ち、会の運営に協力を惜しまぬものとし、私利私欲のために本会を利用してはならない。
- 3 会員は本会所定の会費を納めるとともに、会則並びに機関の決議事項を守らなくてはならない。

### 第3章 組 織

#### 〔組織〕

- 第7条 本会の運営を円滑にするため、本会の管轄する地域内を次のように分ける。
- (1) 管轄地域を3つの区に分け、それぞれ1区～3区とする。
  - (2) 1つの区を9または11個班に分け、番地の若い順に1班～11班とする。
  - (3) 区及び班の範囲、番地は別に図示する。
- 2 前項の区分に従い、各区に区長及び副区長2名を置き、それぞれの班に班長を置く。

#### 〔役員〕

- 第8条 本会に次の役員を置く。なお、役員は複数の役割を兼務することもある。また、前年度三役の退任者は会計監査並びに相談役として残り、役員を補佐する。
- (1) 会長1名
  - (2) 副会長2名
  - (3) 会計1名
  - (4) 庶務3名
  - (5) 区長3名
  - (6) 副区長6名
  - (7) 会計監査1名

#### 〔運営委員〕

- 第9条 第4条の事業を円滑に運営するため、次の運営委員を置く。運営委員には前年度担当委員を充てる。
- (1) 文化広報担当
  - (2) 交通安全担当
  - (3) 防犯防災担当
  - (4) 環境美化担当
  - (5) 体育振興担当
  - (6) 少年補導担当
  - (7) 夏祭り担当

#### 〔班長〕

- 第10条 第7条に基づき各班に班長1名を置く。ただし、班において特別の事情があるときは、隣接班との協議により隣接班の班長が複数班を受け持つこととする。この場合は、事前に役員会の承認を受けなければならない。

#### 〔役員等の選出方法〕

- 第11条 本会の次年度役員は現役員及び現班長の中から互選により選出し、総会で承認を受けるものとする。
- 2 監査役は前年度三役の中から選出する。
  - 3 班長は各班内より1年毎の輪番制にて選出する。

〔役員等の任期〕

第12条 本会の役員、班長の任期は定期総会から次期定期総会までの1年間とする。ただし、三役の再任は妨げないが3年を限度とする。

2 役員等に欠員が生じた場合は必要に応じて速やかに補充するものとし、補充された当該役員等の任期は、前任者の残任期とする。

〔役員の仕事〕

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長：本会を代表し、会の仕事をつとめるとともに、自治連合会役職等を兼務する。自主防災部長、防犯推進委員、市政協力委員、北沓掛第二公園愛護協力会長を兼任する。
- (2) 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。  
副会長A-自主防災部副部長。自治連合会役職等を兼務する。  
副会長B-自主防災部副部長。さつき会館の管理、運営担当を兼務する。
- (3) 会計：本会の会計業務を担当する。各種募金を取りまとめる。
- (4) 庶務：本会の庶務全般を担当する。総会、班長会、役員会の議事録を作成し管理する。桂坂自治連合会さつき自治会ホームページの更新業務を担当する。
- (5) 区長：担当区を代表し班長の仕事遂行を援助する。
- (6) 副区長：区長を補佐し、各種募金等の集金と配布物及び回覧の配分を担当する。
- (7) 会計監査：本会の会計、事業報告及び財務と備品を監査する。

〔班長の仕事〕

第14条 班長は当該班の現状を把握し、会費の徴収、回覧文書の配布等各戸宛の連絡業務を遂行するとともに、入退去等があれば速やかに会長並びに会計に報告する。また、担当委員として担当業務を遂行する。

〔担当委員の仕事〕

第15条 担当委員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 文化広報委員：各種文化活動の促進と広報全般を担当する。
- (2) 交通安全推進委員：交通安全推進会と協力し交通安全活動全般を担当する。
- (3) 防犯防災委員：地域安全維持のための防犯防災活動を担当する。
- (4) 環境美化委員：公園愛護協会の公園清掃並びにクリーンデーを主管するとともに地区の緑化及び保健衛生管理全般を担当する。
- (5) 体育委員：体育振興会と協力して体育活動の普及と健康増進を担当する。
- (6) 少年補導委員：少年補導委員会並びに小・中学校地域委員と連携協力して青少年の健全育成に関する活動を担当する。
- (7) 夏祭り委員：夏祭りの企画及び実行等業務全般を担当する。

## 第4章 機 関

### 〔総会〕

第16条 総会は本会最高の決議機関であつて、年1回定期（4月）に開催する。ただし、必要に応じて会長が臨時にこれを招集することができる。

2 総会は委任状を含む会員の過半数をもって成立する。

### 〔総会付議事項〕

第17条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出。
- (2) 事業報告及び決算報告。
- (3) 事業計画(案)及び予算(案)報告。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他本会の運営に関する重要事項。

### 〔班長会〕

第18条 班長会は総会に次ぐ決議機関として重要事項の審議決定を行い、本会目的達成のため事業の推進を図る。

2 班長会は原則として、毎月1回開催するものとし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 班長会は班長と役員で構成する。ただし、会長が指定する場合を除き通常は会長、副会長、会計、庶務及び議案に関する運営委員が出席する。

4 班長会の議事については議事録を作成しなければならない。

### 〔役員会〕

第19条 役員会は役員で構成し、緊急を要する重要事項の処理に関して企画立案し、班長会に提案する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議事については議事録を作成しなければならない。

### 〔運営委員会〕

第20条 運営委員会は必要に応じて開催し、委員会における意見が本会に反映されるよう努めるものとする。

2 委員の要請があれば委員会を開くことができる。

3 各運営委員会は、運営委員を委員長とし、担当委員の中から副委員長を選出し、議事を円滑に進行する。

### 〔参与会〕

第21条 本会の円滑な運営を図るべく補助機関として参与会を置く事ができる。

2 当会は前2期の三役（会長、副会長、会計）経験者で構成し、会長が招集するものとする。

- 3 当会での決定事項は本会に反映されるよう努めるものとする。

〔議長〕

第22条 各会議の議長は原則として次により選出する。

- (1) 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- (2) 班長会及び役員会は、会長が議長を努める。
- (3) 運営委員会は、委員長が議長を努める。

〔会議の議決〕

第23条 会議の議決は出席人数の過半数をもってこれを行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 総会で議決権を有する者は、1住戸（会費納入単位）につき1名とする。
- 3 総会の議決は委任状を含む出席者の過半数をもってこれを行う。

## 第5章 会 計

〔会計の種類及び収入支出〕

第24条 本会の会計を一般会計と特別会計に分け、一般会計は会費、臨時会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充て、予算によって運用する。

- 2 特別会計とは、自治会基金（3万円也）を指し、毎年適当な預金をし、その利息は設備資金等にまわす事もありうる。

〔会費〕

第25条 本会の会費は1会員（1住戸）当たり1箇月600円とし、うち100円を会館修繕積立金として特別会計に繰り入れる。

- 2 会費は4月～9月分を前期分とし5月中旬に、10月～翌年3月分を後期分として10月上旬に、それぞれ班長が徴収し、会計に納入する。ただし、1年分を一括徴収することもできる。
- 3 途中入居の場合は、入居翌月分から前項同様の要領で徴収するものとする。
- 4 臨時会費は役員会で必要と認めた時、班長会の承認を得て徴収する事ができる。

〔不返還の原則〕

第26条 会費、臨時会費等既収の収納金は原則として返還しない。

〔弔慰金等〕

第27条 会員(同居家族を含む。)が死亡した時は、櫛1対及び金1万円也をお供えする。

- 2 住宅災害は半焼・半壊以上の場合に金5万円也を見舞金として贈る。ただし、大規模災害等で多数の住宅が被害に遭った場合はこの限りにあらず。
- 3 寸志及び有誼団体等の慶弔については、役員会で決定する。

〔会計年度〕

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

〔会費の保管及び会計帳簿〕

第29条 徴収済みの会費は、一部手元資金を残し金融機関に預け入れるものとする。

- 2 本会の会計を明らかにするため現金出納簿（含支出明細、請求書等）、会費徴収台帳等を備え、会計がこれを管理する。

〔会計監査〕

第30条 会計監査は年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。

- (1) 収支に関する会計書類。
  - (2) 事業報告。
  - (3) 什器設備目録。
  - (4) その他必要書類。
- 2 役員会は、総会の議決を経た決算報告書を全ての会員に公表しなければならない。

## 第6章 雑 則

〔さつき会館使用規則〕

第31条 さつき会館使用規則は別にこれを定める。

## 第7章 附 則

〔役員を選出方法に関する細則〕

第32条 第11条第1項に基づく次年度役員を選出が困難な場合は、次の手順により選出するものとする。

- (1) 各区毎に次年度役員4名を選出する。この場合の選出方法は、各区の班長の協議により決するものとする。
- (2) 各区から選出された次年度役員計12名の協議により、会長、副会長2名(会長所属区以外の区から選出)、会計(区長を兼務)、庶務2名(区長を兼務)及び副区長6名(各区2名)を、順次選出する。この場合の選出方法は、次年度役員協議により決するものとする。
- (3) 万一、次期役員選出後、定期総会までに欠員が生じた場合は、欠員者所属の区において補充しなければならない。

〔効力〕

第33条 本会則は平成元年4月9日より施行する。

〔改正〕

第34条 一部を改正し平成8年4月14日より施行する。

- 一部を改正し平成9年4月1日より施行する。
- 一部を改正し平成10年4月5日より施行する。
- 一部を改正し平成11年4月4日より施行する。
- 一部を改正し平成12年4月2日より施行する。
- 一部を改正し平成21年4月5日より施行する。
- 一部を改正し平成24年4月8日より施行する。